

令和8年 富士見町 告示

第 84 号

富士見町住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策要綱の一部改正をここに公布する。

令和8年7月23日

富士見町長 渡 辺 葉

富士見町住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策要綱の一部を改正する要綱

富士見町住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ対策要綱(平成26年富士見町告示第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第5項及び第9条第2項中「文書情報係長」を「広報情報係長」に改める。

第10条第8項及び第25条第1項の表中「住民福祉課」を「住民税務課」に改める。

第26条第1項中「住民福祉課長」を「住民税務課長」に改める。

第30条第2項中「住民基本台帳カード及び」を削り、「個人番号カード」の次に「、特定在留カード及び特定特別永住者証明書」を加え、「住民福祉課長」を「住民税務課長」に改める。

第31条第2項中「個人番号カード」の次に「、特定在留カード及び特定特別永住者証明書」を加える。

第32条第2項中「住民福祉課長」を「住民税務課長」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。